

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求 実績無
	満たす	満たさ ない	
基本報酬 一体型(訪問看護なし)			
要介護1: 5, 697単位 要介護2: 10, 168単位 要介護3: 16, 883単位 要介護4: 21, 357単位 要介護5: 25, 829単位	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基本報酬 一体型(訪問看護あり)			
要介護1: 8, 312単位 要介護2: 12, 985単位 要介護3: 19, 821単位 要介護4: 24, 434単位 要介護5: 29, 601単位	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基本報酬 連携型(訪問看護なし)			
要介護1: 5, 697単位 要介護2: 10, 168単位 要介護3: 16, 883単位 要介護4: 21, 357単位 要介護5: 25, 829単位	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1. 准看護師が訪問看護サービスを行う場合の減算		所定単位数の100分の98を算定	
准看護師が訪問看護サービスを行っている。 ※次の場合も、准看護師が訪問する場合の単位数(所定単位数の100分の98)を算定すること。 ① 居宅サービス計画上准看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により准看護師以外の看護師等が訪問する場合。 ② 居宅サービス計画上、准看護師以外の看護師等が訪問することとされている場合に、准看護師が訪問する場合。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 同一建物減算			
訪問介護のサービス提供については、以下に該当する場合に10%減算とされていますが、建物の範囲等を見直し、いずれの場合も有料老人ホーム等(※)以外の建物も対象とされました。 ※ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求実績無	
	満たす	満たさない		
点検事項				
(1) 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内若しくは同一の建物に居住する者である。 (次の(2)に該当する場合を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1月につき600単位を所定単位数から減算
(2) 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内若しくは同一の建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合)である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1月につき900単位を所定単位数から減算
(3) 上記(1)又は(2)による減算を受けている者と、当該減算を受けていない者との公平性の観点から、上記(1)又は(2)による減算を受けている者の区分給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3. 特別地域加算	1回につき所定単位数の100分の15を加算			
厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所又はその一部として使用される事務所の従業者がサービス提供を行っていること。 【厚生労働大臣の定める地域 平24告120】 ① 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免) ② 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ⇒ 桜島町新島	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4. 中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する加算)	1月につき所定単位数の100分の10を加算			
(1) 厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所又はその一部として使用される事務所の従業者がサービス提供を行っていること。 【厚生労働大臣が定める地域 平21告83・一】 ① 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免) ② 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⇒ 喜入、松元、郡山、桜島及び東桜島地区(野尻・持木・東桜島・古里・有村・黒神・高免)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 前年度の1月当たりの平均実利用者数が5人以下の事業所であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
	満たす	満たさない	
5. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	1月につき所定単位数の100分の5を加算		
(1)事業所の訪問介護員等が、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えてサービス提供を行っていること。 【厚生労働大臣の定める地域 平21告83・二】 ①辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免) ②半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⇒ 喜入、松元、郡山、桜島及び東桜島地区(野尻・持木・東桜島・古里・有村・黒神・高免) ③離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ⇒ 桜島町新島	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)通常の実施地域に、上記の厚生労働大臣の定める地域が含まれていないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)通常の事業実施地域を超えた時に生ずる交通費を受領していないこと。 ※高速代や有料駐車場に止めた時の駐車代も別途請求はできない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 生活機能向上連携加算(I)	1月につき100単位を所定単位数に加算		
(1)訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院・診療所・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院のこと。病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心として半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士又は医師が自宅を訪問せずにADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握した上でサービス提供責任者に助言を行っている。 ※利用者のADL等の把握の方法 ①理学療法士等が訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等の事業所、医療提供施設の場において把握。 ②サービス提供責任者と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
	満たす	満たさない	
<p>(2) サービス提供責任者は、当該理学療法士等の助言に基づき、生活機能アセスメントを行った上で生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成を行っていること。 ※当該計画には理学療法士等の助言内容を記載する。</p> <p>※「生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」には、生活機能アセスメントの結果のほか、下記の内容を記載しなければならない。 a. 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容 b. aの内容について3月を目途とする達成目標 c. bの目標を達成するための各月の目標 d. b及びcの目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容(例: 当該目標に係る生活行為の回数、当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作の時間数)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 本加算は(2)の計画に基づき、提供した初回の月に限り算定されるものである。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 翌月及び翌々月は算定していないこと。(利用者の急性増悪等により見直した場合を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) 計画作成から3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告している。 ※再度、理学療法士等の助言に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直した場合には、算定可能。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき200単位を所定単位数に加算		
(1) 訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院・診療所・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院のこと。病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心として半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士又は医師が訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等の一環として利用者宅を訪問する際に計画作成担当者が同行する等により、当該理学療法士等と利用者の身体の状態等の評価を共同して行っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した場合であって、当該計画に基づくサービスの提供を行っている。 ※「生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」には、生活機能アセスメントの結果のほか、下記の内容を記載しなければならない。 a. 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容 b. aの内容について3月を目途とする達成目標 c. bの目標を達成するための各月の目標 d. b及びcの目標を達成するに訪問介護員等が行う介助等の内容(例: 当該目標に係る生活行為の回数、当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作の時間数)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求 実績無
点検事項	満たす	満たさない	
(3)本加算は(2)の計画に基づき提供された初回の介護の提供日が属する月を含む3月を限度として算定されるものであり、3月を超えて本加算を算定しようとする場合は、再度(1)の評価に基づき計画を見直している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4)本加算を算定する期間中は、各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得ている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5)生活機能向上連携加算(Ⅰ)を算定している場合は算定しない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. 緊急時訪問看護加算	1月につき315単位を所定単位数に加算 ※平成30年度見直し		
(1)利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行っていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)看護師等が訪問看護サービスを受けようとする者に対して、(1)(2)の場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得ていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4)同月に以下の加算を算定していないこと。 ① 訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における緊急時訪問看護加算。 ② 看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該看護小規模多機能型居宅介護における緊急時訪問看護加算。 ③ 医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における24時間連絡体制加算及び24時間対応体制加算。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5)他の事業所から緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を受けていないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9. 特別管理加算(Ⅰ)	1月につき500単位を所定単位数に加算		
(1)特別な管理を必要とする利用者として以下の状態にある者に対してサービスの実施に関する計画的な管理を行っていること。 ※「特別な管理を必要とする利用者の状態」 →在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
	満たす	満たさない	
(2)同月に以下の加算を算定していないこと。			
① 訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算。			
② 看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該看護小規模多機能型居宅介護における特別管理加算。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算。			
(3)他の事業所から特別管理加算に係る訪問看護を受けていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4)訪問の際、症状が重篤であった場合には、速やかに医師による診療を受けることができるよう必要な支援を行っていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. 特別管理加算(Ⅱ)	1月につき250単位を所定単位数に加算		
(1)特別な管理を必要とする利用者として次の①～④のいずれかに該当する状態にある者に対してサービスの実施に関する計画的な管理を行っていること。			
※「特別な管理を必要とする利用者の状態」			
① 在宅自己腹膜灌(かん)流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼(とう)痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 人工肛(こう)門又は人工膀胱(ぼうこう)を設置している状態			
③ 真皮を越える褥瘡(じよくそう)の状態			
④ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態			
(2)同月に以下の加算を算定していないこと。			
① 訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算。			
② 看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該看護小規模多機能型居宅介護における特別管理加算。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算。			

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
(3)他の事業所から特別管理加算に係る訪問看護を受けていないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(4)訪問の際、症状が重篤であった場合には、速やかに医師による診療を受けることができるよう必要な支援を行っていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
11. ターミナルケア加算	1月につき2000単位を所定単位数に加算			
(1)ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡できる体制を確保していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)必要に応じて訪問看護を行うことができる体制を整備していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3)主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得ていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(4)「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の医療及び介護関係者との連携の上、対応していること。 ※平成30年度見直し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(5)ターミナルケアの実施にあたっては、居宅介護支援事業者等と十分な連携を図るよう努めていること。 ※平成30年度見直し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(6)ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(7)死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行っていること(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)。 ※以下の状態の利用者である場合は、死亡日及び死亡前14日以内に1日以上ターミナルケアを行っていること。 末期の悪性腫瘍や多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。))をいう。)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸(けい)髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
点検事項	満たす	満たさない	
(8) 同月に以下の加算を算定していないこと。			
① 訪問看護を利用した場合の当該訪問看護におけるターミナルケア加算。 ② 看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該看護小規模多機能型居宅介護におけるターミナルケア加算。 ③ 医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護におけるターミナルケア加算。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(9) 他の事業所からターミナルケア加算に係る訪問看護を受けていないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12. 初期加算	1日につき30単位を所定単位数に加算		
(1) 事業所に登録した日から起算して30日以内の期間について加算していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 30日を超える病院又は診療所への入院の後にサービスの利用を再開した場合も、同様に加算していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13. 退院時共同指導加算	当該退院又は退所につき600単位を所定単位数に加算		
(1) 入院又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の看護師等(准看護師を除く。)が退院時共同指導(当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、老健又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供すること。)を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定訪問看護を行った場合であること。 ※初回の訪問看護を実施した日の属する月に算定すること。なお、当該加算を算定する月の前月に退院時共同指導を行っている場合においても算定できる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 退院又は退所につき、1回(特別な管理を必要とする利用者については、2回)に限り算定していること。 ※2回の当該加算の算定が可能である利用者に対して複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所又は訪問看護ステーションが退院時共同指導を行う場合にあっては、1回ずつの算定も可能であること。 ※複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等が退院時共同指導を行う場合には、主治の医師の所属する保険医療機関、介護老人保健施設もしくは介護医療院に対し、他の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等における退院時共同指導の実施の有無について確認すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 当該加算を算定した同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合は、各サービスにおける退院時共同指導加算は算定できない。 また、同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における当該加算の算定もできないこと。(特別な管理を必要とする利用者に対する場合を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 退院時共同指導を行った場合は、その内容を訪問看護サービス記録書に記録すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
14. 総合マネジメント体制強化加算	1月につき1000単位を所定単位数に加算			
(1) 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、個別サービス計画の見直しを行っていること。 ※利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供し、総合的に利用者の在宅生活の継続を支援するために、日常的に行う調整や情報共有等の取組みが評価されるものであることを踏まえて、関係者が共同し、随時、適切に個別サービス計画の見直しを行っていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること。 ※地域に開かれたサービスとなるよう、地域との連携を図るとともに、地域の病院の退院支援部門、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、事業所において提供することができる具体的なサービスの内容等について日常的に情報提供を行っていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
15. 認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)共通				
(1) 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。 ※介護を必要とする認知症の者⇒日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する利用者 ※認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が2分の1以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数の平均で算定すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 ※認知症介護に係る専門的な研修 ⇒ 認知症介護実践リーダー研修及び認知症看護に係る適切な研修(日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修、日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程、日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3) 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
15-2. 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1月につき90単位を加算			
(1) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)を算定していないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
	満たす	満たさない	
15-3. 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	1月につき120単位を加算		
(1) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を.1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 ※認知症介護の指導に係る専門的な研修 ⇒ 認知症介護指導者養成研修及び認知症看護に係る適切な研修(日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修、日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程、日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)を算定していないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)共通			
(1) 従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的を開催していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 当該事業所の全ての従業者に対し、健康診断を定期的を開催していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16-2. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1月につき750単位を所定単位数に加算		
(1) 次のいずれかに適合すること。 ① 事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合の占める割合が100分の60以上であること。 ② 事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 ※職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(Ⅲ)を算定していないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
16-3. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1月につき640単位を所定単位数に加算			
(1)訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。 ※職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅲ)を算定していないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
16-4. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1月につき350単位を所定単位数に加算			
次のいずれかに該当すること。 ①訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。 ②従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること。 ③従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 ※職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)を算定していないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
17. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)共通				
(1)賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置がされていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護職員処遇改善計画書
(2)改善計画書の作成、周知、届出があること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護職員処遇改善計画書
(3)賃金改善の実施がされていること。 (介護従業者1人当たりの月額: 円)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	賃金改善確認書
(4)処遇改善に関する実績の報告があること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実績報告書
(5)前12月間に法令違反し、罰金以上の刑を受けていないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(6)労働保険料を適正に納付していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
17-2. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)				1人1月あたりの介護報酬総単位数×1000分の137を加算
(1) 次の①、②、③のいずれにも適合していること。				辞令、雇用通知等 研修計画書等
① 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
② 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
③ 経歴若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
17-3. 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)				1人1月あたりの介護報酬総単位数×1000分の100を加算
(1) 次の①、②のいずれにも適合していること。				辞令、雇用通知等 研修計画書等
① 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
② 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
17-4. 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)				1人1月あたりの介護報酬総単位数×1000分の55を加算
(1) 次の①、②のいずれかに適合していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
① 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	辞令、雇用通知等
② 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	研修計画書等
(2) 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
18. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)・(Ⅱ)共通				
(1) 次のa～dに掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護職員等特定処遇改善計画書

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
点検事項	満たす	満たさない		
a 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。(ただし、当該加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでない。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b 経験・技能のある介護職員の賃金改善に関する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
c 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。(ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りではない。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
d 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)改善計画書の作成、周知、届出があること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護職員等特定処遇改善計画書
(3)賃金改善の実施がされていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(4)処遇改善に関する実績の報告をしていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実績報告書
(5)介護職員処遇改善加算の(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(6) 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(7)(6)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
18-2. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1人1月あたりの介護報酬総単位数×1000分の63を加算			
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
18-3. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1人1月あたりの介護報酬総単位数×1000分の42を加算			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)・(Ⅱ)共通事項全てに適合していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
19. 介護職員等ベースアップ等支援加算				
(1)賃金改善に関する介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、計画に基づく措置、周知、届出があること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ベースアップ等支援加算処遇改善計画書
(2)賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回り、その見込額の三分の二以上を基本給または決まって毎月支払われる手当に充てること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを算定していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	